

CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所 点検補修工事（概要）

1. 工事件名

CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所 点検補修工事

2. 工事概要

(1) 工事場所

広島県豊田郡大崎上島町中野6208-1

CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所

(2) 工事期間（予定）

着工：2019年12月26日

竣工：2021年1月31日

(3) 工事内容

- ① CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所（以下、「CO₂分離・回収型IGCC実証機」という。）の日常保守（パトロール、クレーン点検等）
- ② 小規模補修工事（緊急時の初期対応工事を含む）

3. 見積参加資格要件

(1) 見積参加者は次に掲げる要件をすべて満たしている単体有資格企業または共同企業体とする。

- ① 本工事に対応する建設業法第3条第1項に定める特定建設業の許可を有すること。
- ② CO₂分離・回収型IGCC実証機を構成する以下の各設備について、定期点検工事等の点検補修工事を元請として施工した実績を有すること。なお、共同企業体の場合は、代表者または出資比率20%以上の構成員に限る。
 - ・石炭ガス化設備
 - ・ガス精製設備
 - ・発電出力100MW以上の火力発電設備における微粉炭製造設備
 - ・発電出力100MW以上の複合発電設備（ガスタービン、蒸気タービン）
- ③ CO₂分離・回収型IGCC実証機に不測の事態等の緊急対応が必要な場合、60分以内に現場へ到着し、迅速な補修等の作業が行える組織、体制が構築できること。
- ④ 本件工事を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等において十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 代表者、責任者、実質的に経営権を支配するもの、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者および下請先等が「暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律」に定める「暴力団」、「暴力団員」、その他これらに準ずる反社会的な行為を行うもの（所謂、「反社会的勢力」）に該当しないこと。
- ⑥ 共同企業体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ・国土交通省が定める共同企業体協定書により結成すること。
 - ・共同企業体の構成は、2社または3社とすること。
 - ・同一企業が2以上の共同企業体へ重複参加することは認めない。

(2) 提出書類（各2部）

- ① 見積参加希望書
- ② 工事实績表及び工事实績を証明する書類（契約書等の写）
- ③ 緊急対応するための組織・体制の計画書
- ④ 特定建設業の許可証（写）
- ⑤ 会社概要（パンフレット等）
- ⑥ 共同企業体協定書（写）（共同企業体の場合のみ提出）
- ⑦ 委任状（共同企業体の場合のみ提出）